

『しき(接尾) 代名詞に付いて程度を示す語。卑下または軽侮の意がこめられる。…ほど。…くらい。「つたなくも我らしき諸傍輩〔ほうばい〕にあしく言はれ」〈甲陽軍鑑五〉
「これ程しきでこなた様へ身代打ち明け話す事」〈浄瑠璃・心中刃は氷の朔日・上〉「ワ
レラシキ〔 Xiqi 〕コレラシキ〔 Xiqi 〕〈日葡辞書〉』

「近世上方語辞典」(前田 勇編)

『しき(接尾) 人代名詞 事物代名詞につき 程度を示す。ただし価値を低く見積もる
心を表わす。「かれしき」「おのれしき」「我等しき」「それしき」〔下略〕』

資料 大言海(大槻文彦)

邦訳日葡辞書(土井忠生〔等〕編)

古語大辞典(中田祝夫〔等〕編)

近世上方語辞典(前田 勇編)

日本国語大辞典(小学館)

大辞典(平凡社)

64. 「若老」と「少老」

問 昔の役職に「若老」と「少老」とがありますが、それぞれどのような役でしょうか。

答 「若老」も「少老」も、共に伊達家の「若年寄」⁽¹⁾の日本的な漢語的表現で、同一の役職のことで、古い資料の中でも区別なしに混用されています。

このことについてはP. 197の注(5)に既述してありますが、「司属部分録」⁽²⁾に若年寄の職務権限について次のように記してあります。

『若年寄支配

若老ハ御政事之中存慮有之儀ハ言上之、御奉行出入司支配⁽³⁾之外、江戸番頭⁽⁴⁾を始詰所以上之輩を支配し、御兵具御馬御年譜幕小旗大筒稽古堂形討芸乱舞方⁽⁵⁾之事務を掌り、且其人に依て評定役御鷹方⁽⁶⁾之事務をも兼帯す、〔下略〕』

この「司属部分録」を引用したものに、次の諸書があります。

1. 「伊達騒動実録」(大槻文彦)⁽¹¹⁾

凡例の「仙台藩制」の部に、

『若年寄ハ、若老(或ハ少老)ナドトモ云ヒテ、参政ノ職ナリ、司属部分録ニ、「若老ハ、〔下略〕」トアリ、詰所以上トハ、高等官ト云ハムガ如シ、』とあります。⁽¹²⁾

2. 「天明度仙台飢饉記録語彙解説」(三原良吉。「仙台郷土研究」第15巻第2号の内)に、

『若老ジャクロウ

若年寄の事、少老、参政とも云へり。若年寄は御政治の中〔下略〕』とあります。

若年寄は、奉行に次ぐ要職だったので、大体1千石以上の家臣の中から任ぜられました。また、若年寄を出した家は「召出」に列せられるのが例となっていました。

なお、「少」と「若」の漢字本来の意味について、P. 300の注(2)に既述したが、「若」の使い方は非常に日本的なものであることに注意を要するので、下記の通り再録して置きます。

『「少」には「幼」「年少」の意味があるが「若」には「汝、如、もし、もしくは、或は、比する、及、至、乃、其、示、順、善」などの意味があり「わかい」の意味はずっと後世に生じたもので「康熙字典」等にもなく、使用の幅も狭く弱い。「わかい」という意味での使い方は非常に日本的であるともいえる。「儀式考附録」(林笠翁、「仙台叢書」別集の内)にも『若をわかと読〔よむ〕は弱の音を訛る也』とある。「礼記」に『二十曰弱〔じゃく〕冠』というが、これを「若〔じゃく〕冠」と表記するのは誤りである。』

注(1) P. 197の注(5)参照。

注(2) P. 66の注(5)参照。

注(3) P. 64の「28. 伊達家の奉行職」、P. 213の注(6)参照。

注(4) P. 198の注(6)参照。

注(5) 「司属部分録」に、『江戸番頭ハ賓客之応対、且他所御首尾届之事務掌る、江戸番組、定供〔じょうとも〕等を支配す、』とある。

注(6) おおづつ。大砲の古称。

注(7) どうがた。弓術。堂形はまた折懸堂形〔おりかけどうがた〕、三十三間堂とも称する弓稽古場で、貞享元年〔1684〕袋町に創設された。後に花壇へ、更に米ヶ袋に移された。三十三間堂とは、京都東山蓮華王院本堂の通称である。実長66間〔約120m〕の細長い堂で、此の堂の軒下と高縁の間2間半余、堂の端から矢を放ち、軒にも縁にも障らず66間の距離を射通すのを通し矢という。俄雨で雨宿りした武士が通し矢を射たことから、諸国の弓術の名手がこゝに集まり遠矢を射て技を競うようになった。諸藩の弓場には、この三十三間堂の堂形を模した建物が設けられるようになった。2間に1本の柱が立つ、この柱間を一間と称した。

注(8) 武道

注(9) らんぶ。仙台で能樂のことをいう。

注(10) 「伊達騒動実録」(大槻文彦)の凡例の「仙台藩制」に『評定役ハ、評定人トモ、評定奉行トモ云ヒテ、幕府ニ対シテ家老脇ト称セシコト、寛文十二年〔1672〕六月廿一日、家老古内志摩が、幕府ノ申次、島田出雲守、大井新左衛門へ出シ、書(伊達伯藏)ニ見ユ、此職、後ニハ、特ニ置カズ、〔下略〕』

「司属部分録」に『評定役ハ獄詔の評論議定を掌る、当時は兼役〔若年寄〕に被仰付置、』とある。

評定役は、司法裁判を掌り、町奉行を兼帯した。政宗時代からあったもので慶長11年〔1606〕5月政宗は町奉行に対して、「奉行の者共分別に未落居の義候はば、披露仕るべく候、御留主に候はば、評定衆へ申し聞かすべき事」と令したことから知られる。2代忠宗の襲封直後、寛永13年〔1636〕8月、遠藤玄信以下5人の評定人を任命した。さらに9月20日、石母田大膳屋敷の下川岸の屋敷に「裁許所」〔後の評定所〕を建て、岸帯刀・真山正兵衛の兩人を裁許所公事書記役に任命したことは、忠宗の代になって司法制度がようやく整ったことを意味する。評定役は、若年寄と並んで奉行に次ぐ要職であるので、大体1千石以上の家臣の中から任命された。後には若年寄の兼役となった。

注(11) P. 110の注(4)参照。

注(12) P. 116の注(7)、P. 209の注(13)参照。

注(13) P. 214の注(9)参照。

注(14) 「中華大字典」に『按日本文幼弱字亦以若為之』とある。

注(15) こうきじてん。中国の字書。大学士張玉書・陳延敬らが清の聖祖康熙帝の勅命により撰。康熙55年〔1716〕刊。「字彙」「正字通」に基づいて増補編纂した画引き字書。所収4万7千余字。最も権威ある字書とされた。現在、わが国で入手できるものに「標註訂正康熙字典」(渡部温訂正、昭和52年講談社刊)。

注(16) 林子平の父。P. 3の注(1)をも見よ。

注(17) P. 15の「7.仙台叢書について」参照。

資料 司属部分録(「仙台市史」第8巻の内)

伊達騒動実録(大槻文彦)

65. 肴町の浜祭

問 肴町で昔行われたというお祭について知りたい。

答 肴町は、御譜代6町の一つで、仙台開府以来魚専売の特権をもつ、威勢のいい魚屋街で、旧暦の7月16日の浜祭という盛大な祭が、仙台の年中行事の一つになっていました。

この浜祭について書かれたものに、次のものがあります。

1. 「仙台年中行事大意」(二世十返舎一九。「奥羽一覽道中膝栗毛」第4編卷之下の内、嘉永2年^②)